

会 議 録

(/)

会議の名称	第13回 川越市歴史的風致維持向上協議会	
開催日時	平成29年 8月24日(木) 14時00分 開会 ・ 16時00分 閉会	
開催場所	美術館 アートホール	
議長(会長)氏名	石黒 哲郎	
出席委員氏名(人数)	副会長 福川 裕一 副会長 山野 清二郎 委員 酒井 紀美 委員 牧野 彰吾 委員 後藤 治 委員 篠崎 幸恵 委員 田口 陽子 委員 佐藤 由美子 委員 村田 章人 委員 宮本 一彦 委員 中沢 雅生 委員 田宮 庸裕 以上13名(議長含む)	
欠席委員氏名(人数)	委員 藤村 龍至 委員 笛木 弘治 委員 勝村 直久 委員 大岡 敦 以上4名	
事務局職員職氏名	教育総務部副部長(文化財保護課長) 下 薫 都市計画課長 小林 武 都市景観課 課長 大澤 健 副課長 福釜 周二 副主幹 池田 麗子 主 査 町田 大樹 主 事 高松 参次郎 技 師 秦野 祐子 以上8名	
会議次第	1 開会 2 委嘱書交付 3 市挨拶 4 委員の紹介 5 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」及び川越市歴史的風致維持向上協議会について 6 議 題 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 平成28年度進行管理・評価シートについて (3) 平成29年度事業予定について 7 報告事項 (1) 歴史的風致形成建造物の指定について (2) 歴史的風致維持向上支援法人について	

	8 その他 9 閉会
配布資料	別添資料参照

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>開会</p> <p>委嘱書交付 川越市歴史的風致維持向上協議会条例第2条に基づき、委嘱書の交付を実施。</p> <p>協議会の成立について 委員総数17名中、13名の出席を得ており、過半数の出席があるため、川越市歴史的風致維持向上協議会条例第5条第2項の規定により、協議会が成立していることを報告。</p> <p>議事の概要については下記のとおり</p> <p>議事概要 議 題 (1)会長及び副会長の選出について 川越市歴史的風致維持向上協議会条例第4条により、「会長一人及び副会長二人を置き、それぞれ学識経験者として委嘱された委員のうちから委員の互選によってこれを定める」としています。 委員の皆様、会長、副会長の選出について、ご意見ございますか。</p>
事務局	
篠崎委員	<p>都市景観審議会、伝統的建造物群保存地区保存審議会、文化財保護審議会それぞれの会長がいらっしゃいますので、前回同様、3つの審議会会長にお願いしたらいかがですか。 都市景観審議会会長の石黒氏に会長、伝統的建造物群保存地区保存審議会会長の福川会長及び文化財保護審議会の山野会長の両名に副会長をやっていただくのがよろしいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>只今、3つの審議会の会長の方々に会長及び副会長をお願いしたい旨の意見が出ました。 他にご意見がなければ、石黒委員に会長、福川委員及び山野委員に副会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょ</p>

各委員	うか。
事務局	<p>異議なし。</p> <p>ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、就任とさせていただきます。</p> <p>それでは、就任の挨拶をお願いいたします。</p>
石黒会長	<p>都市計画法や建築基準法、景観法はハードの側面の法律なので、歴まち法が成立した時は、まちづくりにソフトの側面の法律ができるのだと期待していました。しかし、その期待は必ずしも満足できているわけではありません。</p> <p>歴まち法が成立する前に当時の文部省から日本建築学会にまちづくりに関する諮問がありました。文部省の分野については、建設省の分野の考え方（ハードの側面）ではなく、ソフトの側面を法制化してほしいと言っていたので、以降、私の中で消化不良となっていました。</p> <p>建築審査会や景観審議会には全国的な交流があり、情報交流が活発なのですが、歴まち法については全国的な情報交流がパブリック・一般ともにありません。今後の歴まち協議会のためにも、このことに詳しい後藤先生に後程レクチャーをお願いします。</p>
福川副会長	<p>歴史まちづくりについて、川越は優等生だと認識しています。どうぞがんばりましょう。</p>
山野副会長	<p>文化財の保護となると、それぞれ個々の事例が多いのですが、歴史的なことは空間的な広がりが出ているため、個々の事例を見ているだけでは追いつかず、勉強しているところです。しかし、本を読んだだけでは時世は掴めても、具体的に何を始めたらいいいのかということは掴めずにいます。これからも勉強していきたいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、川越市歴史的風致維持向上協議会条例第4条第2項の規定に「会長は会務を総理し、協議会を代表する。」とございます。石黒会長、議題の進行をよろしくお願いいたします。</p> <p>会議の公開・非公開について</p>

石黒会長	会議を公開することについて、各委員異議なし。
事務局	傍聴希望者について 現在、傍聴希望者が1名います。
石黒会長	それでは傍聴希望の方、入室をお願いします。
	議 題
	(2)平成28年度進行管理・評価シートについて 前回第12回協議会での意見を反映し修正したシートを 国へ提出し、国の指摘事項を反映の上7月に市HPに公開し たことを説明。
	(3)平成29年度事業予定について 資料を基に事務局より説明。
石黒会長	資料が2種類（進行管理・評価シートとスケジュール）あ り複雑なので、工夫してほしい。
山野副会長	資料に記載されているのに説明していない事業について はどのようになっているのか。たとえば、旧鶴川座保存活用 事業は現在実施期間となっているが、事業の進捗はどのよう になっているのか。
事務局	旧鶴川座は民間所有のため、民間主導で整備する方針とな っています。市としては、用地買収等は検討していません。 そのような事情で今回説明は省略させていただきました。
石黒会長	実際、どのようになっているのか。
事務局	平成29年2月開催の第12回歴まち協議会にて視察を 実施しましたが、それ以降については、所有者が指名した民 間事業者等が整備方針等検討しています。地元が求めている 機能は商店街活性化のため、道路整備と併せて立門前界限活 性化の起爆剤となるような施設を所有者は検討しています。
山野副会長	立門前界限というと、旧鶴川座の東側にある空き家の方も 進んでいないようである。観光客の安全対策のためか、最近、 道路にフェンスを設置したようだ。そちらも気がかりだが、 民間所有のため待つしかないのか。何かできることはないの

<p>建設部長</p>	<p>か。</p> <p>川越まつりが近づいていることもあり、なるべく早く解決したほうがいいのではないか。</p> <p>先ずは、道路管理者として歩行者の安全を守るため、地権者の承諾を得て、道路側にフェンスを設置させていただいた。</p> <p>所有権が残っていることや、構造上、隣の建物とも繋がっていることから、簡単に解決できる問題ではないようです。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>今後も、情報提供をお願いします。</p> <p>報告事項</p> <p>(1)歴史的風致形成建造物の指定について 八坂神社社殿の指定について、事務局より説明</p>
<p>事務局</p>	<p>(2)歴史的風致維持向上支援法人について</p> <p>歴史的風致維持向上支援法人(以下、「支援法人」とする。)は、歴史的風致維持向上を目的として、歴まち計画の認定を受けた市町村が指定する一般社団法人等団体のことです。川越市では指定実績がなく、また、全国的にも事例が少ない状況です。</p> <p>支援法人は、歴史的風致形成建造物の取得・管理・修理等の支援を行うことができます。また、歴まち計画に関する調査その他の支援を行うことができます。</p> <p>このことについて、市内のNPO法人と指定に関する勉強会を進めています。</p> <p>指定については手を挙げた団体について、市で審査し指定するという流れで検討している段階です。現在、正式な申請があるわけではないですが、こういった連携が可能か等確認していきたいと思っています。全国的に事例が少ないので、まずは先生方と一緒に勉強をさせていただきたいと思います。</p> <p>次回の協議会では、具体的な指定に向けた報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>山野副会長</p>	<p>当該NPO法人をそのまま支援法人とするのか、あるいはそれをもとに別の団体を支援法人としたいのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まだどの団体を指定するのかという段階に至っていません</p>

<p>山野副会長</p>	<p>ん。全国的にも事例が少ないことから、どのような団体が適切か研究しているところです。</p> <p>歴まち計画の事業である「歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築調査」(進行管理・評価シートの p20)において、民間の活力を活用しながら、歴史的建造物の保存・流通等できないか調査・研究してまいりました。その中でまちのことをよく知っている専門性の高い事業者のひとつとして、当該NPO法人からヒアリングを実施しました。なので、当該NPO法人を支援法人に指定するために進めているわけではなく、また、市から何かお願いをしているわけでもありません。</p> <p>今後は、他市町村の事例を収集して、支援法人に指定された方がより活動しやすいのか等勉強していきたいと思っています。</p> <p>まだスタート段階ということですね。</p> <p>複数の法人を指定した場合は法人同士の関係が悪化する可能性があり、ひとつの法人を指定した場合は癒着と思われる可能性があるため明確に方針を示したほうがいい。指定後の運営が難しくならないように配慮していただきたい。</p>
<p>石黒委員</p>	<p>歴まちに関わらず、行政だけでは動きが制限されてしまうことがある。</p> <p>今後この場で中間報告して協議会の意見を賜るなどのプロセスを踏ませていただきたい。</p> <p>そのようなことも踏まえて、後藤委員からレクチャーいただきたい。</p>
<p>後藤委員</p>	<p>支援法人は歴まち法第34条を根拠条文としており、景観法の景観整備機構とよく似た条文である。支援法人は団体からの申請を受けて市が指定することが原則で、市は条件を設定するため、ある程度指定する業者を選ぶことが可能な仕組みとなっている。</p> <p>「支援法人の業務」</p> <p>歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項(歴まち計画 p122)について、以下のような業務を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

…行政よりも広範囲の活動ができる。

- ・ 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に参加すること。
 - ・ 歴史的風致形成建造物の管理または修理に関し、必要な助言その他の援助を行うこと。
- …指定管理より踏み込んだことが行える。

「歴史的風致形成建造物」

- ・ 市長に対し歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。
- ・ 管理又は修理に関し必要な助言その他の援助を求めることができる。

例えば、旧鶴川座のように民間所有の物件で市が提言できない場合、支援法人がさまざまな援助を行うことが法律で位置付けられている。

「活動団体例」

しらかわ建築サポートセンター（福島県白河市）

- ・ 地域の一級建築士により組織された団体
- ・ 福島県ヘリテージマネージャーという福島県建築士会の団体でもある。
- ・ 設計事務所や工務店の代表がメンバー
- ・ 特定の団体と連携しながら震災の救援復興や、地域の良好な社会基盤の保全などを設立目的としている。
- ・ 重点区域における設計監理事業を匿名で行っている。

白河市が重点区域として定めている事業のハード整備について、しらかわ建築サポートセンターが設計監理を一手に引き受けている。さらに、施工についてもサポートセンターのメンバーが引き受けている例が多い。

メンバーが技術開発することによって、所有者の負担を軽減している側面もある。

支援法人として市の指定を受けていることによって、公共機関の代わりに務めているとして、まち中で活動しやすくなる。

「横手市の伝建地区」

- ・ 元請けの技術者は秋田県ヘリテージマネージャーに、協力業者の技術者は横手市伝統的建造物修理技術者台帳に

登録のある技術者でなければできないことになっている。

- ・ 伝建地区における補助金の交付要綱で定めている。
- ・ 地域に専門家が必要という考え方からきている。

「地域に専門家が必要な理由」

- ・ 地産地消 v s 資本流出
...地域振興のため、大規模な資本の流出を防ぐため
- ・ コストダウン（所有者、行政他）
...所有者負担や行政の負担を軽減するため
- ・ 雇用、産業との関係
- ・ 地域経済の循環
- ・ 非常時（災害時等）の対応
...災害復興の時に地域に職人など専門家がいる
- ・ その他（祭り等）
...祭りの担い手となる地元の工務店や職人などを確保

地元で職人や工務店がいるといかにすごいかというと、新潟県中越地震発生から2週間後に現地に入った際、民家に対し、寺の復旧が早かったことが挙げられる。寺には出入りの業者がおり、地震後、すぐに応急処置に駆けつけたため、それ以上建物が傷まず、復旧が早かったことが理由である。

支援法人の利点は、管理・運営にまで携わることができる点であるが、現在そこまで携わっている支援法人はいない。たとえば空き家の仲介業者として、行政は不動産業者を紹介することはできないが、相談相手として支援法人を紹介することができる。管理・運営まで見越した支援法人を指定できれば、全国で初の事例となり注目もされるだろう。

川越市は景観重要建造物の助成を行っているが、景観法はあくまで規制法なので、景観整備機構をつくっても動きにくいところがあり、応援側のツールが不足している。しかし、歴まち計画は国からの援助を受けながら、事業という形で様々なアクションを起こせるため、そこにさらに支援法人を絡めると、としても動きやすい。法の性格からみても、事業とともに法人の役割を確立できる支援法人の方が現実的に動きやすいのではないかと実感している。

石黒会長

所感だが、川越は行政と市民（がつくった団体）の関係が、参加や参画を超えて対等な付き合いをしており、全国的にも

事務局	<p>珍しい事例なのではないのかと思う。行政と市民が協力してきた成果だと思う。</p> <p>その他 委員からその他意見等なし。</p> <p>次回の歴まち協議会については来年2月頃を予定しています。</p> <p>閉会</p>
-----	--